

令和6年9月大雨災害に伴う県立学校生徒の学用品の給与について

1 目的

令和6年9月大雨災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある生徒に対して必要最小限度の学用品を給与し、就学の便を図る。

2 給与の対象者

(1) 今回の災害により次の基準に該当することとなった生徒で、実際に学用品がなく、就学に支障を生じている者とする。

○ 家屋が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水

罹災証明にて上記の罹災状況を確認のこと(後日、写しの提出要)

(2) 住所地は今回災害救助法の適用を受けた市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)に限るものとし、また「家屋」とは、今回の災害発生直前まで居住していた家屋であり、持ち家、借家等の区分は問わない。

(3) 高等学校等の生徒(金沢錦丘中学校の生徒、特別支援学校の児童・生徒を含む。)とする。

3 給与の品目、方法

(1) 被災状況、程度等実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において給与する。

ア 文房具……ノート、鉛筆、消ゴム、クレヨン、絵具、下敷、定規等

イ 通学用品等……運動靴、体育着、笛、工作用具、裁縫用具等

【注意】 制服、通学鞆は対象外ですのでご注意ください。

(2) 学用品は、現物を支給する。(学校で購入)

(3) 喪失又はき損した学用品が対象であり、新たに購入するものは該当しない。
また、学校で一律で支給するといったことは認められない。

4 費用の範囲

(1) 文房具費及び通学用品費は次の額を上限とする。

ア 小学校児童一人当たり 5,200 円

イ 中学校生徒一人当たり 5,500 円

ウ 高等学校等生徒一人当たり 6,000 円

(特別支援学校の児童・生徒も同様とする。)